

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人花房秀吉の上告趣意は、原判決が、本件につき道路交通法七二条一項後段（趣意書に同条二項とあるのは誤記と認める。）を適用したのは、憲法三八条一項に違反するというが、当裁判所昭和三七年五月二日大法廷判決（刑集一六巻五号四九五頁）の趣旨によれば、所論の理由のないことが明らかであり、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四六年二月二三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	三	郎
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	小	郷